

東日本高速道路株式会社 同時発表

令和5年3月20日
道路局高速道路課「原発事故による警戒区域等からの避難者に対する高速道路の無料措置」
～制度適正化に向けた「ふるさと帰還通行カード」更新申請手続きについて～

原発事故による警戒区域等からの避難者に対する高速道路の無料措置について、制度適正化に向けて、令和5年11月1日より更新カードに移行します。令和5年4月5日より、各市町村において順次更新カードの受付を開始します。

なお、被災時に一部の地域に住所を有していた方については、令和5年11月1日より無料措置の対象走行を、更新時に申請していただく区間のみとします。

令和5年1月31日に、別紙1のとおり、制度適正化措置の実施方針について記者発表したところですが、このたび具体的な更新カードへの移行時期や手続きの詳細等が決定しましたので、お知らせいたします。

今後、現在カードをお持ちの方々に対し、カード更新用申込書を順次発送いたします。別紙2に記載している各市町村の受付窓口において、令和5年4月5日より順次更新カードの申込受付を開始します。お申し込み後、各市町村において利用目的等を確認の上、東日本高速道路株式会社よりカードを発行いたします。

令和5年10月31日までは現在お持ちのカードをご利用いただけますが、令和5年11月1日より更新カードに移行します。

なお、被災時に一部の地域に住所を有していた方については、同日より無料措置の対象走行を、更新時に申請していただく区間のみとなりますので、ご注意ください。

【参考】具体的な手続きの詳細については、NEXCO東日本HPからご確認ください。

https://www.e-nexco.co.jp/news/important_info/2020/0204/00003631.html

問い合わせ先：

(1) 全体に関すること ((2)、(3) 以外)

国土交通省道路局高速道路課 企画官 榎島 爲朗、課長補佐 相馬 知典

(代表) TEL 03-5253-8111 (課直通) TEL 03-5253-8500 (内線) 38322

(2) カード発行・利用に関すること

東日本高速道路株式会社 NEXCO東日本 お客様センター

TEL 0570-024-024 または TEL 03-5308-2424

(3) カード申込みに関すること

別紙2に記載している各市町村の受付窓口

令和 5 年 1 月 31 日
道路局 高速道路課

「原発事故による警戒区域等からの避難者に対する高速道路の無料措置」
～無料措置期間の延長及び制度適正化措置の実施について～

原発事故による警戒区域等からの避難者に対する高速道路の無料措置について、令和 6 年 3 月 31 日（日）まで延長します。

一方、制度本来の趣旨・目的に沿わない利用が確認されていることなどから、制度の趣旨に合った適切な利用となるよう、以下の措置を実施します。

○今後、カード更新時の申請手続きを導入し、利用目的を確認します。

○被災時に一部の地域に住所を有していた方については、無料措置の対象走行を、更新時に申請していただく区間のみとします。

具体的な更新カードへの移行時期や手続きの詳細等は、決定次第お知らせいたします。

原発事故による警戒区域等からの避難者に対する高速道路の無料措置は、平成 24 年 4 月 1 日より、原発事故により政府として避難を指示又は勧奨している区域等にお住まいであった避難者の生活再建に向けた一時帰宅等の移動を対象に実施しているところです。

本措置は令和 5 年 3 月末まで実施することとしていましたが、復興に向けた取組が進められる一方、引き続き避難されている方がいる状況等を踏まえ、当面、令和 6 年 3 月末まで期間を延長します。

一方、本措置の一部の利用者において、レジャー目的と思われる利用など制度本来の趣旨・目的に沿わない利用が確認されていることなどから、制度の趣旨に合った適切な利用となるよう検討した結果、本措置の利用時に必要となる「ふるさと帰還通行カード」について、令和 5 年秋以降に更新予定のカードから更新時の申請手続きを導入し、利用目的を確認いたします。あわせて、避難指示の解除状況等を踏まえ、被災時に一部の地域に住所を有していた方については、更新時に申請していただく区間の走行に限り無料措置の対象とします。具体的な更新カードへの移行時期や手続きの詳細等については、今後決定することとし、決定次第お知らせいたします。

問い合わせ先：

国土交通省道路局高速道路課

企画官 槇島 爲朗（内線：38332）、課長補佐 相馬 知典（内線：38322）

（代表）TEL 03-5253-8111 （課直通）TEL 03-5253-8500

カード申込みに関する市町村別受付開始時期及び問い合わせ先

川 俣 町	受付開始時期：令和5年4月5日（水） 【川俣町役場】 問い合わせ先：原子力災害対策課 TEL 024-566-2111 申込受付住所：960-1492 福島県伊達郡川俣町字五百田 30 番地 【とんやの郷】 問い合わせ先：とんやの郷 TEL 024-563-2021 申込受付住所：960-1501 福島県伊達郡川俣町山木屋字日向 40 番地の 1
檜 葉 町	受付開始時期：令和5年4月10日（月） 問い合わせ先：税務課 TEL 0240-23-6101 申込受付住所：979-0696 福島県双葉郡檜葉町大字北田字鐘突堂 5-6
双 葉 町	受付開始時期：令和5年4月12日（水） 【双葉町役場】 問い合わせ先：総務課 管財係 TEL 0240-33-0124 申込受付住所：979-1495 福島県双葉郡双葉町大字長塚字町西 73 番地 4 【いわき支所】 問い合わせ先：いわき支所 TEL 0246-84-5200 申込受付住所：974-8212 福島県いわき市東田町二丁目 19-4 【郡山支所】 問い合わせ先：郡山支所 TEL 024-973-8090 申込受付住所：963-8024 福島県郡山市朝日 1 丁目 20 番 2 号 【埼玉支所】 問い合わせ先：埼玉支所 TEL 0480-53-7780 申込受付住所：347-0105 埼玉県加須市騎西 36 番地 1（加須市騎西総合支所内）

<p>田 村 市</p>	<p>受付開始時期：令和5年4月17日（月）</p> <p>【田村市役所】 お問い合わせ先：市民部 市民課 TEL 0247-82-1112 申込受付住所：963-4393 福島県田村市船引町船引字畑添 76 番地 2</p> <p>【都路行政局】 お問い合わせ先：都路行政局 市民係 TEL 0247-75-2111 申込受付住所：963-4701 福島県田村市都路町古道字本町 33 番地 4</p> <p>【常葉行政局】 お問い合わせ先：常葉行政局 市民係 TEL 0247-77-2111 申込受付住所：963-4692 福島県田村市常葉町常葉字町裏 1 番地</p>
<p>南 相 馬 市</p>	<p>受付開始時期：令和5年4月17日（月） お問い合わせ先：復興企画部 被災者支援課 TEL 0244-24-5469 申込受付住所：975-8686 福島県南相馬市原町区本町二丁目 27</p>
<p>伊 達 市</p>	<p>受付開始時期：令和5年4月17日（月） お問い合わせ先：防災危機管理課 放射能対策係 TEL 024-575-1126 申込受付住所：960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋 180 番地</p>
<p>広 野 町</p>	<p>受付開始時期：令和5年4月17日（月） お問い合わせ先：環境防災課 TEL 0240-27-2114 申込受付住所：979-0402 福島県双葉郡広野町大字下北迫字苗代替 35</p>
<p>富 岡 町</p>	<p>受付開始時期：令和5年4月17日（月） お問い合わせ先：富岡町役場 ふるさと帰還通行カード受付事務局 TEL 0120-666-058</p> <p>【富岡町役場】 申込受付住所：979-1192 福島県双葉郡富岡町大字本岡字王塚 622 番地の 1</p> <p>【いわき支所】 申込受付住所：970-8024 福島県いわき市平北白土字宮前 8 番地</p> <p>【郡山支所】 申込受付住所：963-0201 福島県郡山市大槻町字原ノ町 49 番地の 1</p>
<p>川 内 村</p>	<p>受付開始時期：令和5年4月17日（月） お問い合わせ先：住民課 住民係 TEL 0240-38-2113 申込受付住所：979-1292 福島県双葉郡川内村大字上川内字早渡 11-24</p>

大熊町	<p>受付開始時期：令和5年4月17日（月）</p> <p>問い合わせ先：大熊町ふるさと帰還通行カードコールセンター TEL 0120-444-850</p> <p>申込受付住所：970-8790 日本郵便株式会社 いわき郵便局私書箱 51 号 （郵送先） 大熊町ふるさと帰還通行カード受付事務局</p>
浪江町	<p>受付開始時期：令和5年4月17日（月）</p> <p>【浪江町役場】 問い合わせ先：総務課 行政係 TEL 0240-34-0235 申込受付住所：979-1592 福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田 7-2</p> <p>【二本松出張所】 問い合わせ先：二本松出張所 TEL 0243-62-0123 申込受付住所：964-0875 福島県二本松市槻木 253-8</p> <p>【福島出張所】 問い合わせ先：福島出張所 TEL 024-529-7451 申込受付住所：960-8141 福島県福島市渡利字舟場 2-1</p> <p>【いわき出張所】 問い合わせ先：いわき出張所 TEL 0246-24-0020 申込受付住所：970-8025 福島県いわき市平南白土 1 丁目 5-12</p>
葛尾村	<p>受付開始時期：令和5年4月17日（月）</p> <p>問い合わせ先：住民生活課 住民生活係 TEL 0240-29-2112</p> <p>申込受付住所：979-1602 福島県双葉郡葛尾村大字落合字落合 16</p>
飯舘村	<p>受付開始時期：令和5年4月17日（月）</p> <p>問い合わせ先：住民課 住民係 TEL 0244-42-1618</p> <p>申込受付住所：960-1892 福島県相馬郡飯舘村伊丹沢字伊丹沢 580 番地 1</p>

※各市町村の受付開始時期及び問い合わせ先については、令和5年3月20日（月）時点のものであり、今後、変更される可能性があります。

原発事故による警戒区域等からの避難者に対する高速道路の無料措置

1. 対象車両

- ①対象者：原発事故による避難者（被災時に警戒区域等^{※1}を生活の本拠としていた方、及び居住地が特定避難勧奨地点の設定を受けた方）
- ②対象車種：中型車以下（生活再建に向けた一時帰宅等のために使用する避難者が運転又は同乗している車両）
- ③対象走行：福島県内等の対象インターチェンジを入口又は出口とする走行^{※2}

- ・ 出口料金所で確認用書面を提示する必要があります。
- ・ 入口料金所、出口料金所では一般レーン（またはサポートレーン）を通行する必要があります。
- ・ ETC無線走行では無料措置されません。また、スマートIC（ETC専用IC）から出入りした場合は無料となりません。
- ・ 首都高速、東京外環道など、東北地方のNEXCO路線と一体で料金を徴収されない高速道路は対象外です。

（※1）警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域、帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域に指定されている、又はされていた区域

（※2）被災時に別表に住所を有していた方においては、令和5年11月1日以降、上記の対象走行のうち、カード更新時に申請した区間の走行に限り対象となります。

2. 対象インターチェンジ

路線名	対象インターチェンジ
東北自動車道	国見、桑折ジャンクション、福島飯坂、福島ジャンクション、福島西、二本松、本宮、郡山、郡山南、須賀川、矢吹、白河、加須 ^{※3}
磐越自動車道	いわき三和、小野、船引三春、郡山東、磐梯熱海、猪苗代磐梯高原、磐梯河東、会津若松、会津坂下、西会津
常磐自動車道	山元、新地、相馬、南相馬、浪江、常磐双葉、大熊、常磐富岡、広野、いわき四倉、いわき中央、いわき湯本、いわき勿来、桜土浦 ^{※3}

（※3）福島県双葉郡双葉町からの避難者に限り対象となります。

3. 出口料金所で提示が必要なもの

入口料金所で受け取った通行券とあわせて、東日本高速道路株式会社が発行する「ふるさと帰還通行カード」の提示※⁴が必要となります。

(※4) 被災時に別表に住所を有していた方は、令和5年11月1日以降、「ふるさと帰還通行カード」のほか証明書の提示が必要となる場合があります。詳細は、後日NEXCO 東日本より郵送するお知らせをご確認ください。

(別表) 利用区間の申請を要する対象市町村

田村市、南相馬市（旧警戒区域及び帰還困難区域を除く地域）、伊達市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、双葉郡檜葉町、双葉郡川内村
--

(参考) 制度趣旨に合った利用・合わない利用の例

制度趣旨に合った利用の例	被災時住居への一時帰宅 など
制度趣旨に合わない利用の例	アウトドア・レジャー 業務のための移動（営業等） 通勤 など

